

総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十五日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一 殿



総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

平成二十九年二月十五日の参議院本会議で「米国訪問に関する報告」（以下「報告」とする）が総理によつて行われました。報告のうち「地域情勢」で取り上げられた拉致問題について質問します。

一 二月九日から十三日までの総理の訪米では、日米首脳会談、ワーキングランチなどが行われました。拉致問題はどこで議題となったのでしょうか。政府の認識をお示し下さい。

二 報告では、北朝鮮については「核及び弾道ミサイル計画を放棄」することを求めるとともに「拉致問題の早期解決の重要性についても、完全に一致しました」とあります。政府は、報告において総理の主張する「早期」とはどのような時期だと認識していますか。ちなみに「大辞林」によると「早期」とは「始まって間もない時期」とあります。

三 政府は、報告において総理の主張する拉致問題の「解決」とは具体的にどのようなことを意味すると認識していますか。

四 政府は、総理がトランプ大統領に拉致問題をどう説明し、大統領からどのような回答があったと認識していますか。大統領が拉致問題を知っていたかどうかともあわせてお答え下さい。

右質問する。

